



許可の無い下請け業者の運搬容認

質 問

- ① 相談者： ガス設備販売業者
- ② 相談案件： 許可の無い下請け業者の運搬容認（廃掃法第 21 条の 3[3]）
- ③ 相談内容：
 - ・ 大手不動産管理会社が元請となりガス器具の販売及び取付、交換工事を当社が下請けとして行っている。
 - ・ 改正法の第 21 条の 3 第 3 項の条件に適合する運搬及び保管を行った場合に、保管場所から搬出運搬する際の排出者は元請か、下請けの当社か？

回 答

- ・ 改正法にて新たに法制度化された内容は建設工事に伴う廃棄物の処理責任を元請業者に一元化したことにある。
- ・ 法第 21 条の 3 第 3 項は、元請業者の処理責任の例外として、下請け業者に元請の使用権限のある保管場所への運搬のみを容認している。
- ・ 保管場所の廃棄物は元請の処理責任となる物であり、その処理に当たっては元請業者が排出責任者となる。

